

「呉市立中学校におけるいじめ問題等事案に関する調査報告書」について

1 調査委員会による調査

(1) 設置経緯

- ア 令和3年1月某日、JR呉線の踏切において生徒が列車に接触し、その後死亡が確認される事態が発生した。
- イ 令和4年4月28日付けで、調査委員会に対して「呉市いじめ問題等調査委員会条例第2条第2号の調査の実施について（依頼）」と題する書面で、調査及び報告の依頼をした。
- ウ 調査依頼事項
- ・ 事項1 当該生徒の学校生活において、自殺につながるような出来事があったのか。
 - ・ 事項2 その出来事と当該生徒の死との因果関係はあるのか。

(2) 調査委員会の構成

	R2. 7. 1～R4. 6. 30	R4. 7. 1～R6. 6. 30	
委員長	向笠 章子	向笠 章子	学識経験者
副委員長	相原 新太郎	平元 陽亮	弁護士
委員	寺本 勝哉	水馬 裕子	医師
	新宅 千絵子	新宅 千絵子	臨床心理士
	二川 英二	二川 英二	社会福祉士

(3) 調査委員会会議の経過

- ア 調査期間：令和4年4月28日から令和5年6月8日まで
- イ 開催回数：20回
- ウ 遺族との面談等：2回

(4) 調査委員会による調査の内容

- ア 調査検討の対象とした事実について
- (ア) 令和2年7月に当該生徒の行為についてのからかいや中傷がなされた。
 - (イ) 令和2年11月頃から当該生徒の宿題や提出物の遅れを再三言い立てられ、当該生徒が仲間外れにされた。
 - (ウ) 令和2年11月から令和3年1月に掛けて当該生徒と一部の生徒との間にいさかいが生じ、一部の生徒が当該生徒の関係者に対して行き過ぎた表現に類する発言をし、その発言が当該生徒に伝わった。
- イ 調査検討に際しての聴取や資料について
- (ア) はじめに当該生徒の家族から事実等の聴取を行った。
 - (イ) 多くの関係資料等を基にして慎重な調査検討を実施した。（「令和3年1月 いじめアンケート保護者」ほか）

2 調査依頼事項に対する報告

(1) 調査依頼事項 1 (当該生徒の学校生活において、自殺につながるような出来事があったのか。)

ア 認定事実①

令和2年7月■■■■日、授業後の帰りの会にて、当該生徒が■■■■■させていた。帰り道で、当該生徒は、他の生徒から「■■■■■」と声をかけられた。

翌■■■■日、当該生徒は■■■■■により学校を欠席した。担任は、前日、当該生徒の母親から■■■■■は当該生徒のものであることを確認した。教室では、上記の件につき、噂となった。

数日後、当該生徒が上記の件に関し「穴があったら入りたい」と発言した。

休憩時間などにおいて、当該生徒は、数人から、「■■■■■」や■■■■■の商品名を言い換えたような呼び方をされたり、仲間外れにされたりすることもあった。

イ 認定事実②

令和2年11月頃、宿題をしてこないことや提出物を忘れることが目につくようになり、周囲の友人らから、宿題をするべきという当初は適当な助言がなされていたものの、次第に強い言葉で、また執拗に、集団で、宿題をするべきという注意が繰り返されるようになった。さらに、宿題をしてこなかったことを理由にして、当該生徒が居る場から周囲の友人らが一斉に逃げるといった仲間外れがなされることもあった。

試験前の休憩時間に、友人らが教科書を出して集まっている中、当該生徒が「■■■■■」と言われ、教科書を見せてもらえなかったこともあった。

同年12月には、当該生徒が授業中に発言するよう教員から指名されたところ、泣き出すというできごとがあった。授業後、当該生徒は、教員に対し、泣き出した理由につき、当日朝に友人らから仲間外れにされたことを打ち明けた。

同月■■■■日には、当該生徒が所属するLINEグループが消され、当該生徒とグループメンバーとの間の個人LINEがブロックされることもあった。

ウ 認定事実③

令和2年11月頃から、当該生徒と一部の生徒との関係が特に悪化し、諍いが生じた。

一部の生徒は、当初は当該生徒に宿題や提出物の締め切りを守るようにという正当な理由をもって、友人である当該生徒に注意していたが、次第に、当該生徒に対して、誹謗中傷の言葉を言うようになった。

令和2年末頃には、一部の生徒が、当該生徒の■■■■■に対して、当該生徒が「■■■■■」に類する様な言葉を発し（一部の生徒は否定している。）、これを■■■■■が当該生徒に伝えたところ、当該生徒が「いつも通りじゃけん」と答えることもあった。

令和3年1月■■■■日、一部の生徒は、「■■■■■」との発言とこれに沿った表情のキャラクターにより構成されたLINEスタンプを、当該生徒へ送った。

同月■■■■日～■■■■日（■■■■日は土曜日、■■■■日は日曜日）、当該生徒は、学校を欠席した。

同月■■■■日早朝、登校時、当該生徒と■■■■■は、一部の生徒とすれ違ったものの、一部の生徒は、「話しづらい」として「下の方を見て」当該生徒と話をしなかった。

(2) 調査依頼事項2（その出来事と当該生徒の死との因果関係はあるのか。）

ア 3点の認定事実をいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）及び呉市いじめ問題等調査委員会条例（平成26年呉市条例第22号。以下「条例」という。）にいう「いじめ」に該当するものと判断する。

イ 認定事実と重大結果との間には関連性が認められることを否定することはできない。

ウ なお、「関連性」という文言を用いたのは、解明すべき「因果関係」の概念にかかる解釈ないし内容が明らかではないことから、行為者に対する帰責の有無を判断するものではなく、あくまで委員会が原因と結果にかかる事実的な関係性の有無を判断したことを明らかにするためである。そのため、委員会の上記判断は、上記の認定事実に関係する生徒らに対して責任を負わせる趣旨ではないことを申し添えるものである。

3 本件いじめ問題等事案において学校が行った対応の問題

(1) 認定事実①以前における当該生徒の状況

令和2年2月■日、早朝から当該生徒が家出し、置手紙に「友人関係にトラブルがあるため学校へ行きたくない」と記載していた。同日■時頃、当該生徒は発見され、家出の理由を、席替えで一緒になった生徒らにこそこそ話をされた、新入生説明会の準備でパソコン室に残るよう友人に言われて仲間外れにされたと感じた、友人と話をしている際に他の生徒が友人を連れていき自分が避けられていると感じた、学校外にて5人で遊ぶ話をしていた際に「4人まで」と言われて仲間外れにされたと感じた、班替えで一緒になった女子生徒に露骨に嫌がられた、通学路が一緒の生徒に嫌そうな表情をされた、などと話した。

翌■日、当該生徒の母親から、校長に対し、当該生徒は精神面が弱い部分があり■と一緒のクラスにしてほしいとの要望がなされた。

学校は、母親の意向をふまえ、家出については当該生徒への指導はせず、欠席理由も家出ではなく体調不良とした。翌■日「こそこそ話など嫌な思いをする人もいますので、しないように」と担任が帰りの会で学級指導した。当該生徒に対しては「家出は絶対にダメ」と指導した。■と一緒のクラスにすることについては、校長から検討するとの回答があったが、当該生徒の成長を促す意味を込めて別々のクラスにするという判断のもと、第2学年でも別々のクラスとなった。

(2) 認定事実①における学校の対応

実際に、いじめの契機になることを懸念して「■を誰がしたとか言わないように」と■日の帰りの会で学級指導もされているが、上記経緯を経て当該生徒に対するいじめの契機が発生しているにもかかわらず、担任においては、以上のほか、特段の対応がなされた形跡は見当たらない。

(3) 認定事実②における学校の対応

学校は結構仲の良いグループ内部でのやりとりに過ぎないと軽視し、当事者間での自主的な解決に期待して、当該生徒に配慮した対応がなされた形跡は認められない。

(4) 認定事実③における学校の対応

当該生徒が、12月〇〇日朝に登校をしぶって、泣いたことについて、担任は当該生徒を放課後に呼び、そのことについて話を聞いているが、当該生徒の「大丈夫です。」との言葉を聞いた以降、それ以上の対応はしていない。

また、一部の生徒が当該生徒の[]に対して「[]」に類する発言をしているが、その発言が当該生徒に伝わった経緯等に関しても、学校に対して心を開いて相談できるような環境にはなく、学校は把握もできず、介入もできなかった。

冬期休暇の直後とも言うる1月〇〇日～〇〇日（〇〇日は土曜日、〇〇日は日曜日）の連続欠席したことについても、学校は当該生徒が家族会議をして休むということは知っていたが、これに加えて特段の対応がなされた形跡は見当たらない。

4 学校の対応における問題点の検討

- (1) 学校においては当該生徒の友人関係や精神面に従前から不安があったことを知っていたものである。家出は、自殺も含む環境への不適応のサインの1つでもあり、禁止（「絶対にダメ」という指導）ではなく、より安全なSOSの出し方を伝えることが重要である。クラス分けの問題に限られず、特に慎重な対応を求められるべき状況にあったものといえる。
- (2) その時々での保護者が穏便に済ませて欲しいとの言質をもって状況を黙認しているように外部からは見える面があったことは否定できず、少なくとも上記のような介入の機会を逸しないようにするなど、学校側の意識を変えていくべきものと考えられる。
- (3) 担任は、学校全体の表面的な観察と当該生徒の「大丈夫」という返答を言葉どおりに受け取り、当該生徒が個人名を出して辛さを訴えたことを軽視している。そして、個別に他の生徒に確認することで、いじめを黙認している周囲がいるということに気づく機会があったと考えられるが、その機会を逸している。
- (4) 本件いじめ問題等事案に関係した生徒らにおいては、XXXXXXXXXXがある生徒もいたことについて、学校側は情報を共有していたのだから、より注意をしながら、加えて彼らへの配慮及び支援を行うべき状況にもあった。
- (5) こうした状況において、学校側において特段の対応を行った形跡が見当たらなかった上記の状況が問題であるものと明確にせざるを得ない。

5 本件いじめ問題等事案における学校の対応の問題点に対する調査委員会の意見

- (1) 現在、法や条例における「いじめ」の概念は、広く設定され、行為を受けた側の児童生徒が傷ついているのかどうかを重要な判断要素としている以上は、児童生徒の行為態様だけでなく、行為を受けた側の児童生徒が傷ついているのかどうかに対し、敏感に観察・対応しなければならない。
例えば、現在使用しているいじめアンケート調査票において、行為態様の例のみ強調されているが、いじめの定義につき改めて分かりやすく説明されていることが望ましいであろう。
- (2) 本人が「大丈夫。」と言おうとも、「それはいじめの可能性がある。しっかり聞き取り対応する責任が先生にある。」と継続して一緒に取り組む姿勢があることを示すことが大切である。
- (3) LINEなどSNSを用いたコミュニケーションにおいては、メッセージ自体が短いことに加えて、スタンプや絵文字といったツールやブロックなどの機能を用いることによって、意図が正確に伝達されないことや誤解を招く可能性があることについて、改めて児童生徒に注意を喚起し、SNSなどの新しいコミュニケーションの在るべき利用方法や教育方法を学校において検討を進めるべきである。
- (4) 学校側においては、改めて、重大な事案に至る児童生徒の心理・兆候などを見逃さないよう、研修等により情報を共有し、校内での相談しやすい環境を整え、あるいは学校外での種々の相談窓口の案内などを具体的に周知しておく必要がある。

6 参考

- (1) 「いじめ防止対策推進法」第2条第1項
この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) 「いじめの防止等のための基本的な方針」第1の第5項（一部抜粋）
個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。
この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。